

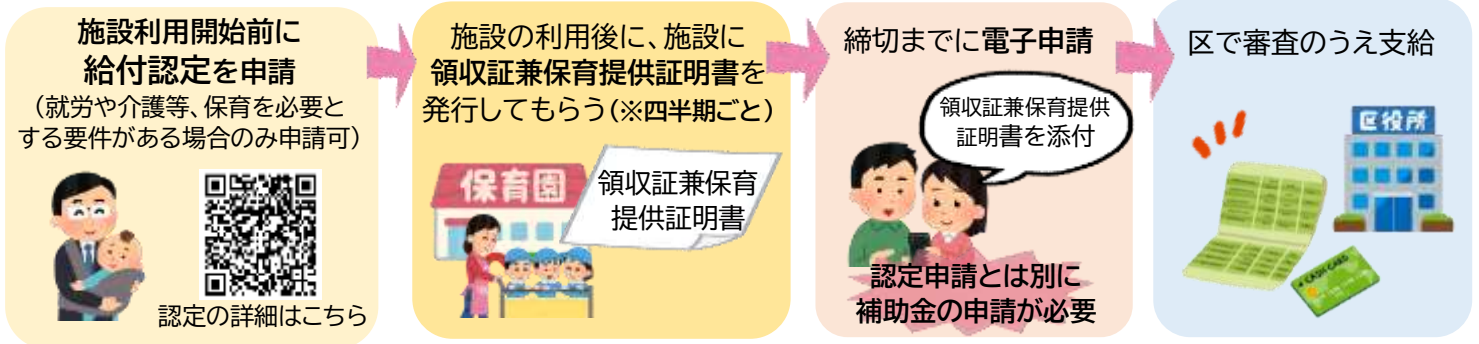
無認可保育施設ご利用の方向け補助金のご案内



(ベビーホテル・その他・事業所内保育施設・院内保育施設)

★給付認定をお持ちのお子さんが補助対象の施設にお通いの場合、保育料の補助金の申請ができます。

【申請～支給までの流れ】 補助金の申請受付～審査・支給は、**四半期ごと**に行います



スケジュール **注意** 最終申請締切: 令和9年4月12日 **注意**

申請可能期間	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※申請締切日までにご提出された方だけお送りします
第1回(4月～6月分)	令和8年7月14日	8月下旬	9月下旬
第2回(4月～9月分)	令和8年10月15日	11月下旬	12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和9年1月14日	2月下旬	3月中旬
第4回(4月～3月分)	令和9年4月12日	5月下旬	

! 締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。次の回で審査の上お支払いします。
 なお締切を過ぎた場合、次回のご案内を送付しておりませんので、通知を大切にお控えください。
ただし、令和9年4月12日までに申請がなかった場合は、いかなる場合もお支払いできません。

補助金の受給要件と月額補助上限金額

補助金の受給要件(以下の全てを満たす方が対象)	対象児童	補助上限金額
①月の初日に区内に在住である(住民登録がある)こと ②国の指導監督基準を満たす旨の証明書を持つ認可外保育施設に在園していること ③給付認定を受けていること ④認可保育園や幼稚園に在園していないこと(※転園の場合は、認可保育園等の入園月の前月まで、もしくは退園月の翌月から補助対象)	0から2歳児クラスの住民税課税世帯 ※海外で課税世帯相当の収入があった場合含む	80,000円

※実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。
 ※住民税非課税世帯の方および3～5歳児クラスの方は、幼児教育・保育無償化(区ホームページ ID:1405)をご確認ください。

注意
給付認定 給付認定を受けた月から補助対象です(認定がない月は補助金対象外)
について 施設利用開始前、もしくは就労等の要件が発生した時点で、認定をご申請ください。
 (※きょうだいがいる場合も、認定はお子さんそれぞれについて手続きが必要です)
 現在認定をお持ちの方も、年に一度、「保育の必要性が継続していること」を確認する「**現況確認**」の手続きが必要です。例年7月上旬頃に、ご案内をお送りしていますので、必ずお手続きください。

補助金の申請方法

▼申請フォームはこちら



電子申請で受付しています

所要時間は10分程度

【申請前にご準備ください】

- ①領収証兼保育提供証明書(施設発行書類)
- ②(令和7年1月2日以降に区内へ転入した方のみ)
令和7、8年度分の住民税額の決定通知書または証明書
※写真等でデータ化してから申請画面に進むとスムーズです
※②の書類は一度提出済みの場合、次回以降は提出不要です

パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611221>

②の税書類の提出が必要な方


令和7年1月1日時点もしくは令和8年1月1日時点で世田谷区に住民票がなかった場合(もしくは住民税未申告の場合)、区で補助制度の判定ができません。下記表をご確認いただき、必要な書類をご提出ください。(※認可保育園の入園申込時に、入園担当あてに該当年度の税書類をご提出している場合は提出不要です)

補助金を申請する利用期間 (4~3月まで通園予定の方は初回申請時にまとめてご提出ください)	令和8年4月~8月分	令和8年9月~令和9年3月分
税資料の提出対象者	令和7年1月1日時点で世田谷区外在住	令和8年1月1日時点で世田谷区外在住
会社勤め・自営業等	令和7年度特別(普通)徴収税額決定通知 もしくは令和7年度課税証明書	令和8年度特別(普通)徴収税額決定通知 もしくは令和8年度課税証明書
海外で収入があった方	令和6年1~12月分の給与明細等	令和7年1~12月分の給与明細等
未申告の場合	まずは確定申告または住民税の申告をしてください	

Q&A



補助金制度に関する区 HP はこちら(区ページID:1510)
パソコンの場合は、世田谷区ホームページから「検索メニュー」
を開き、ページ ID を入力してご検索ください

No.	質問	回答
1	施設が補助対象かどうかを確認する方法はありますか	世田谷区内の施設は区 HP(※右の二次元コード)に掲載の施設一覧で「証明書」欄が「有」であるかをご確認ください。区外施設の場合は、施設もしくは施設所在の自治体に直接「指導監督基準を満たす旨の証明書があるか」をご確認ください。  ページ ID 1526
2	郵送で申請することはできますか	区HP(上記二次元コード)から紙の申請書のダウンロードが可能です。 ①請求書 ②家族状況届 ③領収書兼保育提供証明書 ④税額証明書類(※必要な方のみ。)をお送り下さい。 ※郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。
3	窓口で申請書を提出できますか	区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口に限り、窓口での申請が可能です。 各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください。
4	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか	締め切りを過ぎてご申請された分は、次の回で審査いたします。なお、締切を過ぎた場合は次回申請の案内を送付していないため、次の締切日に合わせてご自身でご申請ください。ただし、 最終提出締切日に申請が間に合わなかった場合は、補助金はお支払いできません。 令和8年度の最終提出締切は、 令和9年4月12日 です。申請漏れにご注意ください。

問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認定・給付担当